



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（総務私学課）…………… 1
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）…………… 1
- 歳入の徴収の事務の委託（情報産業振興課）…………… 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 2

### 公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市計画・モノレール課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 2

### 訓 令

- 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程を廃止する訓令（総合情報政策課）…………… 3

### 収用委員会事項

- 公示送達…………… 3

## 告 示

### 沖縄県告示第202号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成30年 4月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 沖縄県公文書館に設置する複写機の賃貸料に係る徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 公益財団法人沖縄県文化振興会
  - (2) 所在地 那覇市字小禄1831番地1（沖縄産業支援センター内）
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 沖縄県告示第203号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年 4月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 南城市雄樋川Ⅱ期地内（雄樋川Ⅱ期地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成29年11月21日から平成30年3月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

### 沖縄県告示第204号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を

委託した。

平成30年4月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 沖縄情報通信センターの施設の使用料徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム
  - (2) 所在地 うるま市字兼箇段61番地1
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

#### 沖縄県告示第205号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 南風原町字宮平地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年1月19日から同年3月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・18号城間前田線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成24年3月23日から平成33年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年11月16日 沖縄県指令土第887号、平成28年1月25日 沖縄県指令土第36号（変更）、平成29年1月4日 沖縄県指令土第2号（変更）、平成30年2月20日 沖縄県指令土第109号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字宜保218番1ほか25筆（宜保区画整理事業地内仮換地39街区2画地-4ほか2筆）3工区
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字翁長854番地1 豊見城市長 宜保晴毅

- 5 検査済証番号 平成30年 4月11日 第4473号
- 6 工事完了年月日 平成30年 3月29日

## 訓 令

沖縄県訓令第14号

沖縄県病院事業局訓令第4号

沖縄県教育委員会教育長訓令第3号

知 事 部 局  
病 院 事 業 局  
教 育 庁

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成30年 4月20日

沖 繩 県 知 事 翁 長 雄 志  
沖 繩 県 病 院 事 業 局 長 我 那 覇 仁  
沖 繩 県 教 育 委 員 会 教 育 長 平 敷 昭 人

**沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程を廃止する訓令**

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程（平成19年沖縄県訓令第55号・沖縄県病院事業局訓令第3号・沖縄県教育委員会教育長訓令第14号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成30年 4月24日から施行する。

## 収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第4号

使用しようとする土地 名護市字辺野古長崎原547番

土地所有者 島袋清 居所不明ただし住民票上の住所千葉県木更津市曾根702番地1

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に基づく使用裁決申請等事件（キャンプ・シュワブ）に係る平成30年 3月 8日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成30年 5月11日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成30年 4月20日

沖縄県収用委員会

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--